

事務連絡  
令和5年6月1日

都道府県・政令指定都市消費者行政担当課 御中

消費者庁 消費者政策課  
地方協力課

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律の施行について（通知）

平素より消費者行政の推進に格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律（令和4年法律第105号。以下「不当寄附勧誘防止法」という。）は、既に本年1月5日に施行されているところですが、このたび、同年6月1日に禁止行為及び取消権の一部の規定（第4条第3号・第4号及び第8条（第4条第3号及び第4号に係る部分に限る。））が施行されました。これに伴い、同日をもって不当寄附勧誘防止法の全ての規定が施行されました。

また、消費者庁におきましては、消費者庁ウェブサイトにて、法人等による寄附の不当な勧誘と考えられる行為に関する情報の提供を受け付けるウェブフォーム（※1）を開設しており、不当な寄附勧誘の実態把握に努めることとしております。

各都道府県におかれましては、法人等からの不当な寄附勧誘等による被害の防止・救済の実効が上がるよう、管内市区町村、関係機関・団体、事業者及び住民等に対して、不当寄附勧誘防止法の全ての規定が施行された旨に加えて、チラシ等の不当寄附勧誘防止法に係る広報資料（※2）や前記ウェブフォームについても、引き続き、御周知いただきますようお願いいたします。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

※1 ウェブフォーム

<https://form.caa.go.jp/input.php?select=1214>

※2 広報資料

[https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer\\_policy/donation\\_solicitation/](https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/donation_solicitation/)

以上

本件に関する問合せ先  
消費者庁消費者政策課寄附勧誘対策室  
03-3507-8800（代表）